

平成24年3月12日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第 5 号

第 1 回定例会

平成 24 年 3 月 12 日 (月曜日)

午前 9 時 55 分開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 2 号 平成 23 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 7 号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 23 年度寒河江市一般会計補正  
予算 (第 6 号))  
〃 5 総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 6 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 7 議第 4 号 平成 23 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
〃 8 議第 5 号 平成 23 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
〃 9 議第 6 号 平成 23 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
〃 10 議第 7 号 平成 23 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 (第 1 号)  
〃 11 議第 8 号 平成 23 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 1 号)  
〃 12 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 13 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 14 議第 3 号 平成 23 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)  
〃 15 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 16 質疑、討論、採決

- 日程第 17 議第 9 号 平成 24 年度寒河江市一般会計予算  
〃 18 議第 10 号 平成 24 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
〃 19 議第 11 号 平成 24 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
〃 20 議第 12 号 平成 24 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
〃 21 議第 13 号 平成 24 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
〃 22 議第 14 号 平成 24 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
〃 23 議第 15 号 平成 24 年度寒河江市介護保険特別会計予算  
〃 24 議第 16 号 平成 24 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

- 〃 25 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
  - 〃 26 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
  - 〃 27 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算
  - 〃 28 議第20号 寒河江市課制条例の一部改正について
  - 〃 29 議第21号 審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 〃 30 議第22号 寒河江市振興審議会条例の一部改正について
  - 〃 31 議第23号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
  - 〃 32 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
  - 〃 33 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
  - 〃 34 議第26号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
  - 〃 35 議第27号 寒河江市市税条例の一部改正について
  - 〃 36 議第28号 寒河江市手数料条例の一部改正について
  - 〃 37 議第29号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
  - 〃 38 議第30号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
  - 〃 39 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
  - 〃 40 議第32号 寒河江市環境基本条例の制定について
  - 〃 41 議第33号 寒河江市環境審議会設置条例の制定について
  - 〃 42 議第34号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
  - 〃 43 議第35号 寒河江市暴力団排除条例の制定について
  - 〃 44 議第36号 寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
  - 〃 45 議第37号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について
  - 〃 46 議第38号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
  - 〃 47 議第39号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
  - 〃 48 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
  - 〃 49 議第41号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
  - 〃 50 議第42号 市道路線の変更について
  - 〃 51 議第43号 字の区域及び名称の変更について
  - 〃 52 請願第1号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する請願
  - 〃 53 質疑
  - 〃 54 予算特別委員会設置
  - 〃 55 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

## 再 開 午前9時55分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

東日本大震災発生から1年が経過いたしました。ここで、東日本大震災の犠牲となられました方々に対し、黙禱をささげます。

○安食俊博事務局長 御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○高橋勝文議長 本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第2号を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第2号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第2号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第4、承認第1号を議題といたします。

#### 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第5、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号の1案件であります。

審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「灯油が1月から値上がりしたが、どれくらい上がったのか」との問いがあり、当局より「平成23年度当初予算の積算では1リットル当たり75円で見込んでおりましたが、1月は85円5銭、2月は87円15銭、3月は90円30銭という単価になり、不足を来しました」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第6、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

### 議案上程

○高橋勝文議長 日程第7、議第4号から日程第11、議第8号までの5案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第12、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回基金を積み立てることによって、基金残高は幾らになるのか」との問いがあり、当局より「今回の補正によって9,410万6,574円になりますが、来年度の当初予算で取り崩し額がありますので、基金残高は2,320万6,574円になる見込みです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会の開催件数が減った理由は何か」との問いがあり、当局より「委員の都合により開催できなかったところがあったものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「前年度と比べて入院・外来患者がどのくらい減っているのか。また、減少率の高い診療科はどこか」との問いがあり、当局より「平成24年2月末の延べ患者数は、入院が2万2,897人で、外来は4万8,226人です。平成23年度全体で、前年度に比べて入院は2,952人、外来は3,332人の減少になると予想しています。

減少率の高い診療科は整形外科です。これは常勤医師1名が退職したため、診療枠が減ったものです」との答弁がありました。

委員より「一般会計からの繰入基準外の受け入れ額は幾らなのか」との問いがあり、当局より「基準外の経営補てん分は2億800万円であり、このたびの8,000万円を追加することにより2億8,800万円になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の5案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第14、議第3号を議題といたします。

### 建設経済常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第15、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託になりました案件は、議第3号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第3号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「23年度の業者は既に決まっているが、間断なく事業を進めるということは24年度もその業者と随契で行うのかどうか」との問いがあり、当局より「施設自体が地中に入っており、それを引き継ぐ形で行いますので、随契ではなく入札を行います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。



本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時30分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第17、議第9号から日程第52、請願第1号までの36案件を一括議題といたします

## 質 疑

○高橋勝文議長 日程第53、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第9号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 予算書の41ページ、第1款の議会費についてでありますけれども、安東市議会訪問団招聘事業、209万8,000円が計上されております。議会費の第1款にこの予算を計上されたその背景とといいますか、根拠について第1点お願いします。

それからもう1点は、この209万8,000円、千円単位まで数字が出ております。ということは、安東市のほうに打診をして、そして何名来られて何泊するのか、あるいは議会議員だけなのか、あるいは市長とか副市長なども来られるのかどうか。これらの窓口となったのがどの部署なのか。

それからこの8,000円という、千円単位まで計算されているということは、時期とかある程度の計画がなされてこういう数字になってきたのかなと思われまじけれども、今申しあげた点についてお答えいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 議会費のほうに市議団の訪問団招聘事業の予算を計上した根拠でございますが、今回の事業の目的につきましては、寒河江市議会と安東市議会との相互交流を図るというのが目的となっておりましたので、1款に予算を計上させていただきました。

それから、窓口となっている部署につきましては議会事務局でございます。

それから時期につきましては、花咲かフェアないしは神輿の祭典、いずれかのイベント期間中において招聘をしたいという考え方でございます。

人数につきましては、議会議員団15名でございます。

日数につきましては、2泊3日の予定でございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今の答弁ですと、安東市議会と寒河江市議会との交流が目的だと。大変気を使っていただいて、議会費に計上していただいたことに対しては感謝申し上げます。しかし、この時期になぜこの交流事業をやらなければならないのか、非常に疑問なんです。非常に景気もまだよろしくない、しかも今市民からは議会議員の定数が多いのではないかとか、あるいは報酬が高いのではないかと、そういう厳しい目がこの議会に向けられている時期なんです。こういうときにこういう金を議会で使うということは、本当に市民に対して説明できるのか非常に疑問なんです。これは議員18人の中にはさまざまな意見があるかとは思いますが、しかし、私ども新清・公明クラブの中でこのことを話し合ったときには、なぜこの時期だというのが、私が代表して言っているような形になりますけれどもなぜこの時期にやらなければならないのか。しかも、姉妹都市を締結しているのは寒河江市と安東市なんですね。昭和49年2月に締結されているようでありましてけれども、これは寒河江市と安東市の締結であって、議会と議会の協約とかそういったものは何もないんですよ。当然これまで議会でも何人かが行ったことがあります。それはわかるんですけども、なぜこの時期にやらなければならないのかというのがまず問題なんです。もしこれをやるのであればある程度の、昭和49年の締結ですから38年経過しているわけですけども、節目のある、例えば40周年とか50周年とか、そういう時期に寒河江市全体で姉妹都市の安東市のほうからもっと幅広く招聘をして、こちら歓迎する側でも青年会議所だとかあるいは商工会だとかソロプチミストだとか、さらにはロータリークラブ、ライオンズクラブ、国際的にいろいろと交流を図っている団体も多くあるわけです。これまでの流れを見ても、大体市が主催して議会はそれに追随してきたと、こういう形態が多かったんです。一般的にはそういう流れで来ているんですよ。したがって、招聘するのであれば市が招聘をして、向こうからも幅広く、受けるこちら側でも幅広い団体から皆さんが参加して、お招きすると。38年経っていますから、あと2年すれば40周年ですよ。そういう節目のときに市のほうでの事業としてやるべきだと、私はこのように思いますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安東市との交流は、大変歴史が古い姉妹都市の交友関係にあるわけでありまして、これまでももちろん節目、節目で相互交流を果たしながらも、その間、間でもあちらからも市長あるいは議会のほうからも来寒していただいて、またこちらからも昨年市民訪問団ということで20名の市民の皆さんとともに私も参りましたし、議長も参りました。そういった中で、安東市議会ともさまざまな交流を重ねてきたところであります。

そういった中で、これから両市の相互交流を果たしていくためのさらなる絆を深めていくということで、あちらの議会のほうでも大分寒河江市のほうに訪問したい旨の意思表示もあったやに聞くところであります。そういったところで今回議会同士の交流を進めて、さらにいろいろな面で我々としても交流を深めていく、そして去年の大震災などについても安東市側から、それから議会のほうからも御支援をいただいているわけでありまして、この際1年を経過した震災後の東北、さらには寒河江市の状況なども議会人として視察をしていただいて、さらに絆を深めていくということが必要なのではないかとというような考えのもとに、こういう企画を進めていたということであります。もちろん来寒の時期についてはこれからの調整なども必要でありますので、また人数についても予算上はそういう形にしておりますけれども、安東市議会議員は御案内のとおり18名であります

から、その中で関係者も含めて今回15名の来寒を期待しているということでもありますから、そういったことでこれから調整を図りながら実現に向かって進めていくということでもありますので、議員各位にも大変御理解をいただきたいなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 議会の相互交流、これを決して否定するわけではありません。否定するつもりは毛頭ございません。そして、今国際交流というのは非常に大事な時期に入っているということも認識しているんです。去年こちらから訪問したと今、市長の御答弁をいただいたわけですがけれども、市長は就任されて初めて安東市、いわゆる姉妹都市を訪問される、これは表敬の意味も含めて非常に大事なことであったと思います。ただし、去年のあの事業というのはこれまでの日中友好協会とギレスン協会とが一緒になって、国際交流協会というふうに団体が改められた。その記念としてあの事業が計画されたと認識しているんです。ということは、国際交流協会の事業だと認識しているんです。先ほど市長からもあったように、市民から一般公募をして20人ということだったんですけども、最終的には議長も行くんだということで、議長が出張するということになれば当然事務局も随行するのが当たり前であって、20名の枠だったのがたしか22名になったと聞いているんですね。したがって、その訪問から帰ってきて議長からは報告を受けています。ぜひ寒河江市にも議会のほうから来てくださいということを書いてきたという話は聞いております。しかし、まさかことし即、去年行ってきてここに計上されるとは思っていませんでした。この予算書ができ上がって、その直前に代表者会のほうに議長からは報告ありました。予算要求している、ただそれが盛られるかどうかはまだ定かでない、こういう話があったんですけども、そのときから私は非常に大きな疑問を持っていたところなんです。言うなれば、昨年も国際交流協会の事業として行った、市長と議長も行かれた、あるいはほかの職員の方も随行されたわけですがけれども、これは先ほど申しあげましたように市長が表敬訪問するというのはごく当たり前のことなだけども、ある意味では国際交流協会という団体の行事で行って、もちろん議長も議長という冠は持っています。したがってその会話の中で「ぜひ今度寒河江市にも来てください」と言うのは、一般社会、人間社会のお互いの話し合いの中でごく当たり前なんですよ。これはただ言うなれば社交辞令ともとられることであろうと思うんです。そして、最初も申しあげたんですが、なぜこの時期なのかというのが疑問なんです。40周年記念、そういったところになぜできないのか。したがって、先ほど冒頭に申しあげましたように、今議会に対して市民から非常に厳しい目が向けられているんです。こういうたぐいのものを今議会でする時期ではないと考えています。市民に何と説明すればいいのか、困るんです。はっきり言って困るんです。

したがって、できればこれは1款から2款の総務費に組みかえをして、市の事業としてやっていただきたい、そういうふうに私は思っているところなんです。私個人的な意見を今述べているわけですがけれども、正直言って議会議員全員が直前までこの事業のあり方というものをわからなかったんです。非常にこれは議会の総意ということではないと私は思うんですね。普通一般的に考えれば議会のほうに予算を盛ってもらう、これは議会として、議員として敬意を表しなければならない立場なんです。しかし、るる申しあげているようなことから議員全員がこういう事業を今初めて知った、これが現実なんですよ。今後これらについては総務委員会のほうに当然付託されるわけですから、そこで協議がなされると思います。しかし、議会の空気そのものを読んでいただいて、この部

分を取り下げるか、あるいは先ほど言ったように2款のほうに組みかえるか、そのぐらいをやっていただかないと、第9号というのは24年度の予算が1本で上程されているわけですから、その辺が理解できないままに賛成することはできなくなるんですね。したがって、今後の状況次第によっては今申しあげたような取り下げ、もしくは組みかえというものを選択肢の中に市長はお持ちなのかどうか、それだけお聞きしておきます。あとは総務委員会の協議にゆだねます。そのことだけちょっと市長からお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては既に当初予算の上程をして、皆さんのほうから御審議をいただくという立場でありますので、議会の各常任委員会になるのでしょうか、そういった形で十分御議論をしていただければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の問題に関連してでありますけれども、極めて私議員として残念なんですね。というのは、議会の予算、議員が理解をして組まれていけばこういう問題はないんですね。ところが、議員全体がわからない中で議会の予算が組まれているというところに問題があると思うんです。昔は、私議員になった当時は議会の予算、議会側から当局にこういう予算要求をしていますと前もって話があって、そして理解を深めながら当初予算の議会に臨んできたという経緯がありました。しかし、最近そういうことがない中で、きょうのような問題が起きているんだと思います。

そして、相互理解、相互交流、安東市の議会と寒河江市の議会、私もこれは否定するものでもないし、積み上げていかなければならない重要な課題だと思っています。そうしたときに、今回安東市から15名招聘するという事は、来年度はこちらから行くのかというふうな、これはお互いさまですから、そういうことを議会の中でコンセンサスを得て、合意を得た上でこういう事業を組んでいくということがあってしかるべきだと思うんです。そういうことが全然なされない中で、やっぱり議員一人一人から見れば突如として出たと言わざるを得ないんですね。したがって、先ほど当局の説明ですと安東市の議会と寒河江市の議会の相互交流ということでもありますけれども、具体的にことしこういうふうに寒河江市のほうで安東市の議会を招聘するという事は、来年向こうのほうにこういう大型団で行くということを目指して相互交流ということを言われているのかどうか。その辺をまずお聞かせいただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 今回の部分につきましては、平成20年度、過去に寒河江市議団ということで安東市を訪問した経過があるということでございますので、今回の部分についてはそのお返しと申しますか、そのような意味での交流というようなことだと思います。

また、25年度にまたこちらのほうから訪問するという話は現段階では聞いてございません。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり相互交流というのはきちっとそういうふうなこと、平成20年に寒河江市議団が韓国のほうに訪問したと、それのお返しなんだということであるならば、そして受けるということであるならば、議会の中でそういう話をされて、議会としてやるべきだと思うんです。全然そういう相談も話もないんですね。昨年も、先ほど来お話ありましたように寒河江市の国際交流協会と

いう新たな組織が出て、その訪問団をこっちで編成して安東市に行くと、そして議会議長と事務局長が行きました。そのときも議会で問題になったんです。議会の予算の中に2名の安東市訪問のための予算という説明も何もありませんでした。旅費は当初予算で計上されておりましたけれども。そして、議論の過程の中では一般に募集をしているんです、国際交流協会として。市報にも載っているんです。こういう議会への話でした。そして、議会で全体的に合意にならない中で実質見切り発車的な実施がなされました。これが事実なんです。そういう中でことしもそういう場がありながら、それは当局も知っていると思います。そういう中でこういう予算の計上というのは極めて私は問題だと指摘せざるを得ません。先ほど新宮議員からは2款への組みかえ、あるいは取り下げという話もありました。それに対して市長は「提案している立場だから、議会で議論してください」ということであります。私は、確かにこう予算計上していて、市長の立場はつらいと思います。しかし、私ども18名の議員は提案されたものを受けて審議をしながら、市民の負託にこたえて、市民に責任を持つような形で21日に結論を出さなければならないわけでありましてけれども、その中でこの予算を通して今度提案している市長が予算執行を凍結するというふうな形も選択肢の中の1つとしてはあると思うんです。そうした場合、無理しないでやっぱり議会の立場も尊重しながら、そういうこともあるんだというふうに受けとめる考えがあるのかどうか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来、新宮議員にもお答えしましたけれども、これから議会最終日までにはいろいろな分科会等の議論の場があるわけですがけれども、そういった議論の状況なども見きわめていきたいというふうにも思います。また、冒頭にも申しあげましたけれども、こちらは既に提案している予算案でありますから、議員の皆さんに十分議論していただければと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長の立場はわかりました。したがって、私どもは今度特別委員会に付託をされ、そしてまた分科会での審査もあるわけでありまして、やっぱり議員自体が十分な審査をしながら、市民の信頼にこたえられるような審査を予算特別委員会なり分科会なりでやっていただきたいということを申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。佐藤議員。

○佐藤良一議員 私も議員に返り咲きして1年になるわけでありましてけれども、大ざっぱにお聞きしたいわけでありまして。ページ数は申しあげませんが、病院会計に約5億円、下水道特別会計に6億2,000万円余り、国民健康保険に2億5,000万円、後期高齢者医療に1億3,000万円、介護保険に4億8,000万円ばかり計上なされております。一般会計から支出というか負担金なりに出ております。市民税は約48億円ですか、あと地方交付税も40億円台を計上しておりますけれども、今挙げましたものに対しては一般会計から繰り出しするのか、それとも交付税からなされるのかであります。どれも市民生活に大きく関与しているわけでありましてけれども、その辺の考えはどのようになるのでしょうか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 企業会計、それから特別会計に対する繰出金の財源はどうかという御質問だと思いますが、一般財源というようなことでございます。一般財源と申しますのは、自由に使え

るお金という格好になりますので、市税であり地方交付税でありというようなことになりますので、一概に交付税から支払いをしているということにはならないということでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 いろいろと市税で48億円、交付税で40億円台でありますけれども、やはりこれだけ大きなウェートを占めているわけでありまして。下水道にも途中で全市内計画あったのが途中でとまっているわけでありまして。簡易でしたか下水道の、浄化槽に切りかわっておりますけれども、やはりいろいろとその辺も市民の方は御理解しているのかなと私なりにつくづく思っております。国民健康保険は本当に大変であります。ことしは介護保険と医療ですか、大体6年に1回重なる時期でありますし、市民に大変な負担になるのではないかなと私なりに思います。また、介護保険もそうであります。この辺に対して市長は市民にどのように説明なされていかれるのでしょうか。お聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民生活を守る、安全・安心な市民生活を営んでいただくためのそれぞれの事業であろうと思っております。そういった意味で、できるだけその支出を少なくして、経費がかからないようにという気持ちはあるんだろうと思っておりますけれども、市民生活の安心・安全のためにはそういった特別会計への支出というものが必要であります。そういう状況になっているわけでありまして。そういった形で税あるいは交付税などの一般財源から何とか支出をして、厳しいそれぞれの会計でありますけれども、市民の安全・安心の生活のための支出だということで御理解をいただければと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり国民健康保険もなかなか、こんな景気の動向であります。医療費も大変かかるわけでありまして。みんな健康に対してお医者さんにかかったり病院に行ったりするわけでありまして。また後期高齢者医療特別会計におきましても、介護におきましても、同じような高齢者であります。やはりこういう雪国に対応する必要もあるのではないかなと私つくづく思っているわけでありまして。どうしても冬期間は普通の車は大変であります。車の通行でも在宅にしているにも、大変なものがあるように感じております。下水道も昨年地震がありまして、各川ですか、ポンプアップしたと。ポンプも新しく買ったり借りたりして対応していると聞いておりますけれども、やはりその辺の地震対策のほうも十分必要だと私なりに思っております。

また、昨年のちょうど1年前、地震がありましたとき、高齢者のところに民生委員が声をかけてくれたのも1日か2日おくれましたけれども、その辺もこれから十分必要があると私なりに考えております。その辺の取り組みを十分御配慮くださるよう私からのお願いでございます。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道でありますけれども、昨年3月11日の地震以後、汚泥の取り扱いはどのようになさっておられるのか。また、新年度からはどのように対応されるのか。また汚泥を今現在下水道処理場の中にストックなされているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えします。

汚泥の処理でございますが、以前にも御説明しましたとおり3・11以降平常どおり処理してございます。したがって、浄化センター内に汚泥を蓄積しているという事実もございません。今後とも平常どおり処理を行ってまいります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 汚泥に対して放射能が今問題になっておりますけれども、関東地方あたりの下水の汚泥からかなりの放射能が検出されて、今敷地内に保管しているという報道がなされております。寒河江市では汚泥の検査はどのようになさっているのか、そして今現在までその辺の検査結果はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 放射能の検査でございますが、昨年8月に放射性物質の検査を行っております。そのときの結果につきましては、セシウムにつきまして52ベクレルを検出しております。安全な数値でございます。そして、毎月放射線量も把握しておりますが、こちらにつきましては汚泥の近くが非常に少ない数値で、0.02マイクロシーベルトという検出でございます。徐々に減ってきておりますが、そのような数値の推移でございます。至って安全でございます。むしろ外のほうが高いぐらいに安全な数値でございます。以上です。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 この4月1日から24時間体制の、介護保険が改正になれば行われるはずであります。寒河江市で24時間対応する事業者は何社あるのでしょうか。そして、実際在宅になっている方で必要だという方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。お聞きいたします。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 お答えします。

ただいまの御質問は、介護保険制度の改正により24時間体制になるということでの御質問でございますが、当然こういう事業が始まりますと事業所として届ける必要が出てきますが、今のところ事業所はありません。以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 もしそういう事業者が、寒河江市以外から参入という言い方はおかしいんですけれどもあった場合は、その辺の対応もなされるのでしょうか。

また、寒河江市内に介護施設があるわけですがけれども、その中からこれから出てきた場合に、いろいろと手続がありますけれども、最低何カ月を要するようなものでしょうか、行政になった場合。その辺どれくらいかかるのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいまの事業所の関係については、県のほうに届けるようになると聞いておりますので、現段階で私のほうでそこまでは調査をしていないということでありまして。御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 病院の会計でありますけれども、病院はやはり市民生活になくってはならない存在であります。まして消費税のお話も大きく報道されておりますけれども、新年度の予算に対しても、現在でもありますけれども市立病院でも私立病院でも国立病院でも県立病院でも同じでありますけれども、消費税というのは物を買えば必ず発生するのではないかなど。単純に電気料金、水道料金、医療器具、食材、買うと必ず消費税がかかるはずであります。それに対して、新年度からは医療費そのもの、医者診療ですけれども0.001から0.004ぐらいの間と私は聞いていますけれども、そこで損税が当然発生するのではないかと思われるんです。大体どれぐらいの損税を見ておられるのかどうかであります。その辺の経過、今までとこれからの問題であります。どのように考えているかあります。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 お答え申し上げます。

病院事業会計については、社会保険の診療報酬をしておりますが、非課税であります。購入する品物につきましては病院のほうで払っておりますけれども、患者のほうに転嫁することができないということから、損税というふうな言葉が出たと思っております。今年度予算で、市立病院のほうで購入する物にかかる消費税5%と仮定しておりますけれども、4,000万円ぐらい損税になるものと思われまして。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 先ほど私が言いました水道、電気、食材、医療器具のことを含めて、全体的にそのほかまだあるのかどうか。4,000万円と言われておりますけれども、それはどのようになっているのか。やはり医療報酬が0.001から0.004の間しかありません。そして新年度からは診療する医師の役割を補充する事務補助というか、そういうのも取り入れれば少しは加算になると聞いておりますけれども、その辺は寒河江市でどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 新年度からは取り組む予定はありませんけれども、今病院のA



アクションプランのほうで市民のほうに意見募集をしている途中ではありますが、そのプランの中には慢性期病床と申しますのは25年度からの予定でありますので、新年度は現行の一般病床の計画であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり損税ですね、市立病院ですから固定資産税は当然払っていないわけで、私立病院では払っていると思われかもしれませんが、やはりその辺の大きな違いがあるわけでありまして。そして、今山形市内の医学部初め山形県、寒河江市医師会といろいろと協議なされておりますけれども、まだプランが正式にできておりません。またその中で、看護職にもその辺のプランを話されているのかどうかであります。そのプランがいつころ提示なされるのかは、また大きな問題であります。損税で4,000万円というお話が今ありましたけれども、一般会計からもそれはしようがないなと、市立病院は一般会計からも繰り入れなければならない存在というのは認識しておりますけれども、その辺の感じはどのように考えているのか。市長もその辺十分、こういうことをやるんだけれども切りかえをいつころ、どのように考えているのかお聞きいたしたいと思っております。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 お答えいたします。

市立病院アクションプランにつきましては、現在市民の意見を募集中でありますので、まだ正式には策定になっておりません。策定になる予定は、県の河北病院のアクションプランと歩調を合わせて、3月末に県のほうから合わせてなるというふうに予定しております。

あと、看護師とか医療従事者が院内におりますけれども、その院内の合意形成の話であります、4回ほど正式に院内の検討委員会を行っておりますので、浸透して、皆さん理解していると考えております。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 水道工事でありますけれども、いろいろと古い管から新しい管に切りかえしておりますけれども、本管の交換というんですか、その会社、日本全国に何社あるのか。寒河江市で発注する場合はその交換の会社を指名するのか、それとも業者に任せるのかであります。

あと、水道メーターでありますけれども、寒河江市では全国に7社前後があり、一度談合の問題でいろいろと品不足があったわけですね。何社あって、割合ですね、寒河江市で。大体水道メーターは7年に1回交換すると聞いておりますけれども、その辺の兼ね合いはどのようになっているのかであります。

あと、昨年地震があった後、発電機を購入しておりますけれども、毎月点検なされているのかどうかであります。その辺の経過をお願いします。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 まず全国の業者ということでございますが、いろいろ出入りというふうなことがありますので把握していないところでございます。

あと、市内の業者につきましては、寒河江市の場合の水道本管の発注につきましては市内の業者というようなことで一応しておりますので、発注になる業者についてはほとんどが市内の業者にな

ります。

あと、メーターにつきましてはうちのほうでは入札を行うわけでございますが、これまでの実績ある5社を指名しながら入札を行っております。

あと、地震に伴って整備した発電機の点検状況でございますが、毎月1回エンジンをかけて、大丈夫かどうかということでは点検を行っております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 水道の古いものから新しいものに、耐震構造に阪神大震災になってから日本全国共通じゃないかなと私なりに思うんであります。入札して、業者が管を求めると言っておりますけれども、やはり仙台、宮城県あたりの沿岸部がかなりの被害を受けております。寒河江市で下水道工事と一緒に古い管を交換したりいろいろあるわけでありまして、そういうのでこれからいろいろと工事のほうも少し延びるのではないかなと思うんですけれども、その辺の対応もお聞きしたいと思います。やはりいろいろ会社があるわけでありまして。当然仙台に支店があったり、山形に営業所があったりするわけでありまして。その辺のことも十分認識しなければならないのではないかと思います。

あと、水道メーターです。1回談合問題があつてから、市内でも寒河江市水道事業所もかなり苦労されたと聞いております。やはりその辺のことで、何個ぐらい在庫を抱えているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 震災後の管の調達がうまくいかないのではないかとということでございますが、震災当初につきましては大分その辺については心配されましたが、最近になってはそういう心配はなく、順調に材料のほうは入ってきているようでございます。

あと、メーターにつきましては年間大体3,000個弱購入しているところでございますが、今年度に限って申しあげますと、もう年度も押し迫ったということで、在庫につきましては240個ほど抱えております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 1つお聞きしたいんですけども、愛知時計電機というのはどういう会社か御存じでしょうか。この会社でつくったメーター器で、昨年不良製品があつたわけです。東京都で発覚して、無料交換しているはずなんです。寒河江市で今までメーターのふぐあいがあつて交換したのがあつたのかなかつたのか。また、現在愛知時計電機というメーターの会社から寒河江市が購入しているのかしていないのかお聞きして、私の3問を終わらせていただきます。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 愛知時計電機の営業規模でございますが、全国展開している企業のようにございます。

また、寒河江市につきましては平成23年度に13ミリ、20ミリ、30ミリ、40ミリを購入しております。購入した機器につきましては、ふぐあいというような報告は受けておりません。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。川越議員。

- 川越孝男議員 東日本大震災の被災者などに対する入湯税の免除の関係で、1年延長ということがありますけれども、第31号の市民浴場の料金無料というのは直接メリットが見えるわけでありまして、被災者がこの入湯税の免除措置によって具体的にどのようなメリットがあるのか教えていただきたいと思います。
- 高橋勝文議長 犬飼税務課長。
- 犬飼弘一税務課長 入湯税の課税免除での具体的なメリットですが、宿泊で150円、日帰り75円の課税を免除するというので、ホテルなり旅館なりのほうで入湯税は課税しないで入浴していたと思っています。以上です。
- 高橋勝文議長 川越議員。
- 川越孝男議員 制度そのものはわかるんですけども、被災者が寒河江市の温泉を利用したという場合に、入湯税がかかっているところについてそういうふうになるわけでありまして、例えば罹災証明とかというものを温泉を利用するときに提示をして、そうするとその金額をここで差し引いてくれるのかどうか。もちろんそれを今度税としてそのホテルなり旅館なり温泉サービスをしているところはなるんだというふうに思いますけれども、その辺が被災者に対して具体的にどういう説明をされているのか。その部分、差し引いて金を払っているのか。あるいはそういう制度の周知がどのようになっているのか。もちろん寒河江市に今いる人だけが対象なのか、向こうの人、被災している人がたまたま寒河江に旅行に来た場合もなるのかどうか。その辺も含めて、この1年間やってみての実際の数、利用者数。そして、ただ制度だけ条例上1年間延長しても、被災者が直接メリットがあるような、そういうふうなことをすべきだと思いますので、改善点や何か課題があって改善点をどのように考えているのかあわせてお尋ねします。
- 高橋勝文議長 犬飼税務課長。
- 犬飼弘一税務課長 入湯税の課税免除につきましては、IDカードなり、または本人の申し出によ

って適用していただくように各ホテル、旅館のほうには周知をしております。避難者の方に対しましても、支援のサービスの一覧表等で入湯税の課税免除についても記載させてもらっております。

これまで1年利用された方ですけれども、2,045件となっております。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 環境基本条例の制定の関係でありますけれども、こういう時代ですので、大変すばらしい条例だと思います。もちろん今回条例をつくって、その後の基本計画が実際どういうことが視点かということで、実行あらしめるためにはそこが重要だと思いますけれども、今回提案されているこの条例について幾つかお尋ねしたいと思います。

1つは2条の定義の関係でありますけれども、第4号で「公害」という定義があります。したがって、この「公害」の定義に現在大問題となっている放射能汚染は含まれるのかどうか。その前のほうの条文などを読みますと当然含まれると私は理解をしていますけれども、含まれるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから2つ目は、第8条で環境基本計画をつくるとなっているわけでありますけれども、その基本計画の期間、何年スパンでつくろうとしているのか、構想的なもの。そしてその計画はいつころまで、24年度中につくるとか、もういろいろして25年度まで延びるとかいろいろあるんだと思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 環境基本条例につきまして、2点ほど御質問をいただいております。お答えいたします。

まず、第2条第4号の「公害」には放射能汚染が含まれるのかという御質問でございました。これにつきましては、「公害」に含まれるという説と、「公害」には含まれないという説と両方あるようでございます。御案内のとおり、この条例の定義につきましては上位計画でございます環境基本法に基づいて定めているところでございます。山形県のほうにも確認申しあげたんですが、今回の放射能汚染につきましてはその原因が天災による事故であるということでありまして、「公害」には含まないというふうになっているということでございますが、いろいろとその議論についてはなされているところでございますので、その辺についてはなおいろいろとさらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境基本計画でございます。一般的には10年程度ということで考えているところでございますが、来年度審議会を開催させていただいて、その内容についても検討させていただきたいなと思っております。この次に上程させていただきます審議会の委員の方に委嘱して、24年度中には成案としてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 大変ありがとうございました。私もこの条例を読んで、一番心配だったのがそこなんです。最初事務方にも聞いたら、その前の条文を見れば環境保全の部分からずっとあるわけですね。そして、今問題になっている放射能汚染、「公害」というのは自然に起きるやつでなくて、事業とか人がさまざまな行為をやってそこから発生する大気の汚染だったり水の汚染だったり土壌の汚染だったり、こういうものだというふうになっていますね。そういうことからすれば、今回の放射能は東京電力の福島第一原子力発電所の事故によって起きていることは明らかですね。自然界にある放射性物質にない、原発の事故からでない自然界に出てこない物質があるわけですから、それこそ大問題になっているんですよ、今。土も水も大気も皆汚染されて。それであって公害でないというとらまえ方。これは常識的に公害ですよ。ところがなぜ公害でないか。公害防止法があるんですね。その中の土壌汚染防止法の中に、今言ったような理由で土壌が汚染された場合、その中に括弧書きして「放射線汚染を除く」となっているんです。ここが問題。公害というのは原因をつくった人が除去しなければならない、公害防止法という法律では。そうすると原因をつくった東京電力が全部さんなね。それをしないために今国で皆している、こういう状態をするために除外になっている。したがって、本当に安全かどうかということとを解明した上でないと、本当は一般的に公害を発生させた場合には、原因をつくった人がその後始末の責任があるわけですが、そういうふうになっていけば安直に原子力発電なんていうのは進まないんだと思います。学者も政府も会社も、そこが責任除外になっているところに今のような現状が置かれているんだと思います。したがって、寒河江市がつくる今回の環境基本条例の中の定義の「公害」というのは、2つの考え方があるとしたら公害防止条例などで言うただし書きで除くようなものでない、本当の意味での公害、こういう定義にすべきだと思います。そうでないと、つくっても意味がないですよ。あと、基本計画の中でもそういうものがなくなっていくというふうに思いますので、これはもちろん今度委員会付託になりますから、委員会の中で十分議論していただきたいと思いますが、提案している市長として2つの考え方があるんだとしたら、私は市長と意見が一致すると思いますけれども、そして国のほうの法律の問題点があれば国で改善をしていくという形になるんだと思います。したがって、その辺の考え方について市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 環境基本条例ということで、全体的な環境保全のための市としての基本的な考え方並びに市民の方々にも御協力をいただいて、環境保全のための取り組みというものを条例として制定させていただこうということでもあります。

川越議員からは「公害」という言葉の解釈についていろいろ見解を述べられているわけですが、我々市としての考え方については先ほど課長が答弁をしたとおり、国あるいは県の解釈なども踏まえるとそういう形になっているわけでありまして。今は第2条の(4)の話というふう

には思いますが、我々としては（３）のほうにも地球環境の保全という形で放射性物質などについても影響を及ぼすようなことについて環境保全をしていかなければならないというのが、その趣旨としてこの環境基本条例には十分含まれているところでもありますので、そういった意味で環境という全体の保全のための取り組みについて御理解をいただければと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 この第35号暴力団排除条例に関してなんですけれども、この条例は昨年8月1日に山形県のほうでも施行されております。そうした状況を受けて、それぞれの自治体でこの条例制定に向けた動きがかなり活発化してきたというか、動きがかなり出てきたように記憶しているんですね。特に最上地方などではかなりの自治体がこの条例を制定されたという状況の中で、昨年のどの時期だったか、議員懇談会の中でぜひ寒河江市でも12月定例会に提案をして、できるだけ早くこの条例を施行できないかということ、ぜひ議会の中にもそういった意見があったということ伝えてくださいというようなことは議長に申しあげた経過などもございます。というのは、県の暴力団排除条例ができたその後の効果として、寒河江市の事例が山形新聞に紹介されたんですね。いわゆる暴力団の何か会合の場所を寒河江市に設定して、業者がその予約を受けておったと。しかし、この県の条例ができたためにそれを盾にして予約を取り消したと、そういう寒河江市の事例が山形新聞に報道されました。そんなこともあって、昔からこの寒河江というのは案外暴力団からはにらまれるというかねらわれるというか、その前にも正月のしめ飾りですか、何かそんなこともあったようでありまして、そういうことから寒河江市にもいち早くできないかということで意見を申しあげた時期があったんですけれども、今回ようやくこの3月定例会に提案されました。

内容的には県の条例を踏まえた中でほぼ網羅されているように私は読んだところではありますが、ただ問題は施行期間が24年7月1日になっているんですね。先ほど申しあげたような内容から言っても、できれば4月、5月ということになると花見の時期にも入ってくる、さらには6月は寒河江市にとっては非常に外からもいろいろな人が訪れる時期でもありますね。しかし、それが終わった7月1日の施行と設定された。私はもっと早く3月議会で、恐らくこの案はこの議会でも全会一致で可決されるのかなと予想しておりますけれども、年度がわりの4月1日ではなくて7月まで3カ月間持ち越した、その理由についてだけお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えいたします。

県からモデル案が示されまして、その検討に要する時間がかかったという内容でございます。以上であります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長、質問の要旨をよくとらえられてお答えをお願いします。安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 大変失礼いたしました。

7月1日といたしましたのは、この条例の内容におきまして市民の活動に一部制約を加える点がございまして。こういったことから、市民に対する十分な周知を図る期間として公布から3カ月という期間を定めたところでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ちょっと今の答弁は理解できないんですよ。というのは、今議会に提案されているわけですよね。ではこの議会でこれが可決された場合に、その後市民から何か情報を聞くとか……、これ逆じゃないですか。議会に提案する前に、先ほど申しあげた県とのいろいろな調整で時間がかかったのはわかるんです。12月になぜ提案できなかったかということ去年私申しあげましたけれども、それはそのために時間がかかった、それは理解できるんです。最初答弁あったように。しかし、これから市民に理解を求めるための何かがないと施行できないと、こういう考えなんですか。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 市民に対して周知をするということで、活動に制限を加える部分がございますので、周知の期間とするというふうなことでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 何かちょっと私は余り頭がよくないので理解できないんですね。今議会でも議会基本条例なんかつくっているわけですが、最終段階に入っています。しかし、これを議会に提案する前に市民との折衝を図るためにパブリックコメントなども行って、最終的に成案として提案するというようなことで今議会基本条例のほうでは進めているんですね。したがって、市民とのコンセンサスが全くないままに今議会に提案されたらと、こういうことなんですか。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 この条例につきましては、国の方針によって都道府県の条例が制定され、その都道府県の条例に基づいてそれを補完するために県のモデル案に基づいて作成したものでございます。市民に対してパブリックコメント等は徴しておりませんので、内容に一部市民の活動に制限を加える部分がございますので、その部分を周知するための期間を設けるため、7月としたものでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 ほかに。佐藤議員。

○佐藤良一議員 新宮議員もいろいろと質問なされましたけれども、私なりに質問したいと思います。

昨年の10月に東京都と沖縄で、47都道府県で暴力団対策条例が施行になりまして、全国になったわけでありまして。その中でいろいろと問題があるところがあります。今は交通網が発達しているものですから、高速道路も新幹線も飛行機もある世の中です。寒河江市に在住したと思ったら1時間もいなくうちに県外に行ったということも考えられるわけでありまして。やはりそういうスピードの世の中であるわけですが、そういうのを仮に市民や事業者が知った場合、寒河江市の条例でどの辺まで対応できるのかどうかであります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 高速交通という形で暴力団の方が寒河江市内を訪れて、市の施設を借りるということについての御質問なのかなと思いますが、申し込みをいただいた方が暴力団員などということでございましたら市の施設はお貸ししないとか、そういう形で対応していくということでご

ざいます。以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 おれおれ詐欺と同じように、名前を書いて何でもあるわけでありまして。だから先ほど1問目で申しあげましたように交通網が余りにも発達しておりますので、パッときてパッと帰るというの也被えられるわけでありまして。やっぱり市民や事業者にしても、手配するにも県外にすぐ行かれるような時代でありますし、その辺に対して寒河江市の条例でも対応できるのかどうかというのを聞いたわけでありまして。できるのかできないのかだけでも結構であります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 具体的な施設の使用について申しあげますと、施設を使用していただいた段階でその方が暴力団員か暴力団員でないかというふうなことで、警察等からの情報を得て、それで暴力団員だということがわかれば、これは当然条例に書いてあるとおりの取り消しができると、貸し出しはしないというふうなことができると規定してございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたびの議会で通れば、寒河江市でも7月1日に、市民に通知してから施行されるわけでありましてけれども、その間に国家公安委員会や国会でまたいろいろと問題になった場合、都道府県でまた条例改正になった場合に、寒河江市でも早急に条例を追加なりする考えはお持ちになっているかどうかであります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 条例は4月1日に公布して、先ほど御質問にお答えしましたとおり7月1日から施行されるということでございます。もし議員のおっしゃるような何か必要な点がございましたら、いろいろ検討申しあげて追加で条例を改正するという事も考えていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第54、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○高橋勝文議長 日程第55、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	議第20号、議第21号、 議第22号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 議第29号、議第30号、 議第37号、議第43号、 請願第1号
厚生常任委員会	議第23号、議第31号、 議第32号、議第33号、 議第34号、議第35号

建設経済常任委員会	議第36号、議第38号、 議第39号、議第40号、 議第41号、議第42号
予算特別委員会	議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号、議第16号、 議第17号、議第18号、 議第19号

散 会 午前11時55分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。